三十五項」に、「、同条第三十一項」を「、同条第三十四項」に、「第一項に」を「同法第六条第一項に」に、「同条第三十二項」を「同条第三十五項」に改め、同条第五項中「第二十六条の三第九項」を「第二十六条の二第九項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に、「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同条第六項中「同条第三十一項及び第三十二項」を「同条第三十四項及び第三十五項」に改め、同条第七項中「第二十六条の三第九項」を「第二十六条の二第九項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に、「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同条第八項中「同条第三十一項及び第三十二項」を「、同条第三十四項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十五項」に改め、同条第九項中「第二十六条の三第九項」を「第二十六条の二第九項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に改める。

第四条の二第一項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に改め、同項第一号中「同条第十一項第一号」に改め、同項第二号中「若しくは同項」を「若しくは法第六条第一項」に、「、同項」を「、租税特別措置法第四十一条第一項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に、「同条第十一項第一号」に改め、同条第十二項中「第二十六条第二十八項に規定する」を「第二十六条第三十三項各号に掲げる」に改め、同条第十五項中「同条第三十一項及び第三十二項」を「同条第三十四項及び第三十五項」に、「同条第三十一項」を「、同条第三十四項」に、「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に、「同条第三十二項」を「同条第三十五項」に改め、同条第十六項中「第二十六条の三第九項」を「第二十六条の二第九項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に、「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項及び第三十五項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十五項」に改め、同条第十八項中「第二十六条の三第九項」を「第二十六条の二第九項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に、「第四十一条第三十一項及び第三十二項」を「第四十一条第三十四項及び第三十五項」に、「同条第三十一項」を「、同条第三十四項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十五項」に改め、同条第二十項中「第二十六条の三第九項」を「第二十六条の二第九項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に改め、同条第二十一項中「第二十六条第六項、第二十四項、第二十五項」を「第二十六条第七項、第二十六項、第二十七項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に、「同条第二十四項第一号、第二十五項第一号」を「同条第二十六項第一号、第二十七項第一号」に改め、同条第二十二項中「第二十六条の三第八項」を「第二十六条の二第八項」に改め、「同項中」の下に「「令和四年若しくは令和五年」とあるのは「令和五年」と、」を加え、「同項第三号」を「同項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同号ハ」に、「第二十六条第六項」を「前条第七項」に、「とする」を「と、同項第二号中「令和四年以後」とあるのは「令和五年以後」と、「事項（居住日の属する年が令和四年である場合には、口に掲げる事項を除く。）」とあるのは「事項」とする」に改め、同条第二十三項中「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に改める。

第八条第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十号

法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「同号」を「同号イ」に、「払戻法人」を「払戻等法人」に改める。

附則第十一条第四項中「旧法人税法第四十四条の」を「旧法人税法第五十四条第三項各号に掲げる」に改める。

附則第二十八条第二項中「新法人税法施行令第百三十一条の十五第一項第一号イからヘまで」を「次の各号」に、「次に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「旧法人税法第八十一条の三第一項（新法人税法施行令」を「法人税法施行令」に、「ホまで」を「ヘまで」に、「規定により旧法人税法」を「規定　旧法人税法」に、「に規定する」を「（それぞれ同号イからヘまでに掲げる規定により同項に規定する」に改め、同項第二号中「旧租税特別措置法」を「法人税法施行令第百三十一条の十五第一項第一号トに掲げる規定　旧租税特別措置法」に改める。

附則第四十五条中「新租税特別措置法施行令第二十七条の十二第十五項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の十二第十六項」に改める。

附則第四十五条の二第一項を次のように改める。

租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第九項及び第十七項の規定の適用については、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する国内雇用者（以下この条において「旧国内雇用者」という。）に対する同項第三号に規定する給与等（以下この条において「旧給与等」という。）の同項第四号に規定する支給額（以下この条において「旧支給額」という。）は、同令第二十七条の十二の五第九項各号及び第十七項第一号に規定する給与等支給額とみなす。

附則第四十五条の二第五項を削り、同条第四項中「新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第六項及び第八項の」を「租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十九項及び第二十項の」に、「同条第六項」を「同条第十九項」に、「第二項第一号」を「第三項第一号」に、「新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「旧国内雇用者」を「旧国内新規雇用者」に、「新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第六項及び第八項に」を「同令第二十七条の十二の五第十九項及び第二十項に」に、「国内新規雇用者に対する給与等」を「国内雇用者に対する給与等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第五項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十八項」に、「旧国内新規雇用者」を「旧国内雇用者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国内新規雇用者（以下この条において「旧国内新規雇用者」という。）に対する同項に規定する給与等（以下この条において「旧給与等」という。）の旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（以下この条において「旧支給額」という。）に係る改正法附則第百十五条の三第一項に規定する」を削り、同項第一号中「新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号の」に、「旧国内新規雇用者」を「旧国内雇用者」に改め、同項第二号中「新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号の」に改め、同号イ中「旧国内新規雇用者」を「旧国内雇用者」に、「これを当該」を「これを」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十二項及び第十四項の規定の適用については、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額は、同令第二十七条の十二の五第十二項及び第十四項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額とみなす。